

第三章

東海道と宿場

第一節 東海道宿々の成立と伝馬制度

第一項 宿場の設置

伝馬定書 慶長六年（一六〇一）正月、徳川家康は全国統一政策の一環として東海道に宿場（宿駅）を設定し、それらの宿々に対して伝馬の確保と調達のために伝馬定書と伝馬朱印状を下付した。さらに翌七年（一六〇二）以降、中山道以下の主要街道にも宿場を設定した。

これにより江戸時代の主要街道の宿場では、律令制国家時代の駅伝制に起源を有する伝馬制度が施行されることになった。伝馬制度とは、宿場が用意する伝馬によって貨客を宿場ごとにリレーして継ぎ送る制度のことである。戦国時代から有力大名は分国内において独自の伝馬制度を設けていたが、ここに至って家康はそれを統一して全国に拡大しようとしたのであり、それは統一政権誕生の証でもあった。

慶長六年正月に東海道の宿々へ下付した伝馬定書には、三六疋の伝馬を常備しておくこと、伝馬の継立区間、伝馬を常備する代償として一定の伝馬屋敷の地子（年貢）を免除すること、一疋の伝馬への積載量を三〇貫目（一一二・五kg）以下に制限すべきことなどが記してある。このとき関地蔵（関宿）へ下付された伝馬定書の文面は、次の通りである。

御伝馬之定

- 一 三拾六疋ニ相定候事
- 一 上口ハ坂下迄、下ハ亀山迄之事
- 一 右之馬数壹疋分ニ居屋敷四拾坪宛被下候事
- 一 坪合千四百四拾坪、以居屋敷可被引取事
- 一 荷積ハ壹駄ニ卅貫目之外付被申間敷候、其積ハ秤次第たるへき事
- 一 右之条々、相定上不可有相違者也

慶長六年丑正月

伊奈備前(印)

彦坂小刑部(印)

大久保十兵衛(印)

関地蔵

年寄中

(川北家文書三・一・一・史62)

この伝馬定書により関地蔵宿は伝馬三六疋を常備し、その伝馬の継立つぎたて区間が上り(西方)は坂之下(以下「坂ノ下」とする)まで、下り(東方)が亀山までと決められ、伝馬一疋につき四〇坪の居屋敷の年貢が免除となり、合わせて一四四〇坪の無税地を補償されたのである。伝馬だけでは継立業務が遂行できないので、同時に人足三六人も常備することになったはずである。このときの関地蔵宿の一四四〇坪の伝馬屋敷は、木崎村の中から与えられた(『九々五集』卷一城地・年譜部 一九頁)。伝馬定書の発給者はつきゅうしやは、將軍徳川家康の重臣である大久保長安・彦坂元正・伊奈忠次の三名で、当時「三目代」と称されていた伝馬事業の担当者であった。

亀山・坂ノ下には慶長六年(一六〇一)の伝馬定書が残っていないのであるが、この関地蔵宛の伝馬定書の文面により、亀山・坂ノ下も慶長六年正月に関とともに宿場に設定されたことがわかるのである。このときの亀山の三六疋分の伝馬屋敷は二五〇〇坪で、東町・西町の中から分与された(『九々五集』卷一城地・年譜部 二八頁)。

なお、四日市場(四日市宿)と土山宛の伝馬定書も残っており(『徳川家康文書の研究』下ノ一・二所収)、前者には「上のぼりぐち口は亀山迄」とあり、後者には「下りは坂下ノ事」とあって、これによっても亀山・坂ノ下が慶長六年正月に東海道の宿場に設定されたことがわかる。さらに四日市場宛の伝馬定書により、このときには四日市く亀山宿間の庄野・石薬師が未だ宿場になっていないこともわかるのである。

伝馬朱印状 伝馬定書と併せて、「伝馬朱印」の印文の下に馬士が馬を牽く絵柄が描かれたいわゆる「駒牽朱印」と呼ばれる伝馬朱印を定め、これを東海道に設定した宿々へ配布した。このとき関地蔵宿へ下付された伝馬朱印状は、次の通りである。

定（駒牽朱印）

此御朱印なくして伝馬不可出者也、依如件、

慶長六年

正月日

関地蔵

（川北家文書二・一・一・史63）

この伝馬朱印状は、この「駒牽朱印」が捺してある朱印状を携行する者以外には、宿場で常備する伝馬を無賃で提供することを禁止したものである。逆に言えば、各宿に対し、この朱印を押しした書状を携行する者に対しては、そこに記された伝馬数を無賃で提供し、隣の宿場まで継ぎ立てることを命じたものである。

後に將軍が使役を許可した宿人馬を朱印伝馬、あるいは朱印伝馬人足と称し、朱印伝馬の利用許可状を伝馬手形・伝馬朱印状・宿送り手形などと称した。右の伝馬朱印状は、その利用許可状の印鑑証明の役割を果たすものであった。

天下統一以前の徳川家康は伝馬手形に「伝馬之調」の四字を印文にした朱印を用いていたが、この慶長六年正月に伝馬手形の押印を「駒牽朱印」に改めたのである。なお伝馬手形の朱印は、家康が慶長十二年（一六〇七）に將軍を秀忠に譲って駿府へ移ると、新しく印文を「伝馬無相違可出者也」という九字を三行にし、それを縦二つ割にして右半分を大御所の家康が用い、左半分を江戸にいる二代將軍の秀忠が用いるようになった。

その後、家康の右半分は三代將軍の家光が用い、以降の將軍が

左右代わるがわるに使用した。

この「駒牽朱印」を捺した朱印状は、十八世紀はじめごろまでは坂ノ下宿でも所持していたらしい。『九々五集』には「駒御朱印に今奉所しよじたてまつりそうろう持候 駅馬ハ、近所ニ而水口・坂之下・関地蔵・四日市」とある（同書巻第五往還・伝馬出馬・壁書 二五一頁）。

こうして東海道には慶長六年（一六〇一）正月に宿場が設置され、翌慶長七年（一六〇二）には中山道にも宿場が設置された。もつともこれらの街道の宿々は、全てが同時期に設置されたわけではなく、徐々に追加的に設置されている。例えば東海道では、袋井・石薬師宿が元和二年（一六一六）の設置、箱根宿は元和四年、川崎宿は元和九年の成立、庄野宿は寛永元年（一六二四）の成立で、これによってようやく東海道五十三宿が揃ったのである。

なお東海道は五十三宿ではなく、京都からさらに大坂まで続いていたとみるべきであるという考え方もあり、これだと五十七宿である。万治二年（一六五九）に創設される幕府の道中奉行は、この五十七宿を東海道の宿として管轄することになる。

伝馬・駄賃馬と人足 慶長六年（一六〇一）の伝馬定書では、伝馬への荷物の積載量は三〇貫目以内とあった。それが翌慶長七年六月の伝馬・駄賃馬による継立つぎたて荷物の重量規定書では、伝馬の荷物は三二貫目、駄賃をとる一般の馬の荷物は四〇貫目以内として、両者の間に差をつけている。関地蔵宿に下付されたその重量規定書は、次の通りである。

定

関地蔵宿中

一 於宿々荷物付番不相定、出合次第早速可付送事、

一 御伝馬荷物は壹駄付卅式貫目、并駄賃は四拾貫目相極候、若
於難渋輩は以書付可申上事、

一 荷物軽重之儀者ははかりを為遣候間、かけ改可付事、

一 駄賃ね積之儀は奈良屋市右衛門尉・樞屋(マツ)三四郎申付候条、此
両人切手次第可仕事、

一 御伝馬・駄賃共ニ不限夜中早々可付送事、

右条々、相定畢、若於違背之族は可為曲事者也、仍如件、

慶長七年寅六月二日

伊奈備前守^印

加藤喜左衛門^印

板倉四郎右衛門^印

大久保十兵衛^印

(川北家文書二・二・史66)

この重量規定書は関地蔵宿に宛てられたものであるが、その内容は原則的に東海道や中山道の全宿々にも適用された。定書さだめがきの発給者はつきゆうしやは伊奈忠次・加藤正次・大久保長安に加え、京都所司代の板倉勝重も入っている。

これにより、すでに宿場では公用の伝馬だけでなく、一般人々が利用する駄賃馬も提供していたこと、また各宿で統一した秤はかりを備えていたことなどがわかる。四条目では、江戸町年寄の奈良屋・樽屋が宿場間の駄賃を決定するからそれに従うようにとあるので、この定書を発給した直後に駄賃の規定書が出されたはずである。

馬への積載量はその後、慶長十六年(一六一一)に駄賃馬が四五貫となったが、寛永二年(一六二五)には伝馬と駄賃馬の両方を四〇貫目に統一し、これがその後の基準となった。この四〇貫目の荷物を積む馬を本馬という。

馬の利用方法にはこの本馬のほか、人が一人乗ってその両脇に合わせて二〇貫目までの荷物をつける乗掛のりかけ(乗尻・乗掛下とも)と、人一人だけが乗る軽尻かるじり(空尻・荷なしとも)があり(手荷物ということでも五貫目までの荷物をつけることは容認された)、人が乗らなくても五〜二〇貫目の荷物は軽尻とかあぶみつき鍙付と

言った。さらに幕府の法令には出てこないが、馬の背に棒のよ
うなものを左右に渡し、その棒の両先端に籠かごのようなものをつ
けてその籠に人一人ずつが乗る二方荒神にほうこうじんや、その真ん中の馬の
背にもう一人乗る三方荒神さんほうこうじんという乗り方もあった。

江戸時代初期には馬を中心にした荷物の継立つぎたてが中心であった
ためか、人足に関する規定は少ない。しかし慶長十四年（一六
〇九）に幕府年寄衆が東海道見付宿へ宛てた定書には、人足賃
を「壺人二付壺里二京錢八文」とし、それは「馬半分」の金額
であると記してある（『静岡県史料』五輯 一六八頁）。

一般に、人足が担ぐ荷物は五貫目（約一八・七五kg）を基準
にした。五貫目を超えれば目方に応じ、たとえば六貫で一人二
分の人足賃、一〇貫目で二人持となる。一人二分とは、一人で
担ぐが、人足賃を規定の二割増とすることである。

律令制の駄馬を利用できるのは国家公用のみであり、戦国大
名の領内での伝馬も基本的にはその大名が許可した際にだけ利
用が許された。それに対し、江戸時代の五街道の伝馬制度は、
幕府御用が最優先されていたものの、御用通行のないときには
一般荷物を運んで駄賃稼ぎを行うことも認められ、これがこの
時期における民間交通を活性化させる大きな要因になった。

相対助郷あいたい 元和二年（一六一六）四月に徳川家康が死亡すると、
幕府は政治的動揺が露呈することを阻止しようとして直ちに諸
政策を講じた。交通面での政策としては、まず元和二年八月に
関東地方の渡船場で通行人の取締りを開始し、次いで同年十一
月には東海道・中山道の宿々に宿取締り令を出している。次に
示すものは、元和二年に出された関宿宛の宿取締り令で、荷物
の目方や駄賃・人足賃の改定などが示してある。

定

一 御伝馬并駄賃荷、いづれも壺駄付四拾貫目之事、

一 関より坂之下迄上下荷物壺駄二付ひた錢三拾七文、龜山へ弐拾

五文、并帰馬之駄賃錢も右同前之事、

付、人足賃壱人に馬之半分たるへき事、

一御定之外増錢取もの於有之は其町中より過錢として家一間に付てひた錢百文つゝ可出之、但中人ハ五十日可為籠者事、

一御伝馬・駄賃荷、宿中馬持次第可付之事、

一駄賃馬多入候時は、其町より在々の馬をもやとひ、荷物遅々無之様に雨風をも不嫌可出之事、

右条々、若於相背は、其町之年寄共可為曲事者也、仍如件、

元和貳年霜月日

安藤対馬（印）

土居大炊（印）

酒井備後（印）

本多上野（印）

板倉伊賀（印）

（川北家文書二・三・史68）

荷物の目方や人馬賃錢の規定とともに、町中（宿場）で常備している以上の多数の駄賃馬を必要とするときは、宿場近郊村々の在郷馬を召集してもよいことが明示されている。ここに記された内容のほとんどが宿場の保護を画策したもので、この宿取締り令は交通手段の安定的な確保を目指したものである。このる。

町中（宿場）による在郷馬の召集については、これが後の助郷制の端緒であるとも考えられなくもない。しかしこの在郷というものがどの範囲を指しているのか、あるいは宿場による強制的な召集権限があったのかを見極めなければならない。

おそらくこの時期には未だ宿方へ馬を出すべき在郷の範囲指定はなく、その召集についても宿方と在郷との^{あいたい}相対で決まったものと考えられる。こうした宿方による在郷の馬の徴発のあり方を、一般に相対助郷という。いずれにしてもこのような幕府による宿場の保護策によって、宿場では人馬の円滑な確保がで

きたのである。そして人馬の円滑な確保により、東海道筋を利用しての幕府による大軍派遣が可能となったのである。**将軍上洛と継飛脚給米** ところで徳川家康やそれに続く秀忠・家光は、しばしば大軍を率いて上洛した。慶長十九（一六一四）・二十年（一六一五）の大坂の陣の際にも、大軍を大坂へ派遣した。

これらの大軍派遣は、大半が東海道宮（熱田）宿から美濃路・中山道経由であったが、その前後に派遣される使者のなかには全行程を東海道とする者もいた。また将軍・大御所の上洛の行程が美濃路・中山道経由ではなく、東海道をそのまま西に進んで亀山・関・坂ノ下を通り鈴鹿峠を越えたり、帰路にこの行程を利用したりすることもあった。

こうした大通行のときには、当然前述したような在郷馬が召集されたはずである。元和二年（一六一六）の宿取締り令は、

年月日	事項
慶長8年10月19日	家康、将軍宣下の帰路亀山城に止宿
慶長10年5月17日	家康、上洛の帰路亀山城に止宿
元和元年1月5日	家康、大坂冬の陣の帰路亀山城に止宿
元和9年6月5日	秀忠、上洛途中亀山城に止宿
元和9年7月11日	家光、将軍宣下上洛途中亀山城に止宿
寛永3年6月15日	秀忠、上洛途中亀山城に止宿
寛永3年7月28日	家光、上洛途中亀山城に止宿
寛永11年8月7日	家光、上洛の帰路亀山城に止宿

表15 将軍・大御所の上洛通行

出典は『徳川実記』第1・2編（『新訂増補国史大系』38・39巻）

従来の将軍上洛や大坂の陣での大軍派遣の経験をもとに発せられたものであった。

将軍や大御所の上洛には大軍をともなつたので、その機会に街道や宿場が拡充・整備された。特に寛永十一年（一六三四）の三代将軍家光による上洛は、随行人数が三〇万人を超える最大の行軍であった。

將軍や大御所の上洛やその帰路に鈴鹿峠越えの行程を利用した例を示したものが表15である。鈴鹿峠越えによる東海道利用の際には、將軍の宿泊所としてこの地域では亀山城が利用されていることがわかる。

幕府は將軍家光の上洛に先立ち、寛永十年（一六三三）三月、東海道と美濃路の各宿に対して継飛脚給米を支給した。継飛脚とは、幕府による飛脚のことである。

継飛脚の業務は、各宿の宿問屋の指示によって幕府公用の手紙や荷物を御状箱などに入れて次宿へ継ぎ送ることつぎひきやくで、言わば宿場の最大の任務であった。継飛脚は通常二人一組となり、一人が御状箱をかつぎ、残りの一人が肩代わり要員として付き添って夜間には高張提灯を持って走った。

寛永十年（一六三三）に幕府の勘定組頭等から関宿に通達された継飛脚給米支給の文面は、次の通りである。

関

一米拾五石六斗式升七合

京枡

是ハ御伝馬人足并次飛脚御用之ためニ、関伝馬中へ当酉之年ハ毎年被下候間、右町之年寄手形を取被相渡、重而可有御勘定候、以上、

寛永拾酉

三月廿七日

杉田九郎兵衛（印）

武藤理兵衛（印）

曾根源左衛門（印）

井上新左衛門（印）

花房志摩守殿

（川北家文書二・五・一・史69）

幕府の勘定組頭が、幕府代官や大名等を通じて宿々に一定の継飛脚給米を支給した。関宿は寛永十年には幕府領であり、伊

勢山田奉行の花房幸次から一五石余の継飛脚給米が支給されている。このとき亀山宿へは一七石余、坂ノ下宿へは二一石余の継飛脚給米が支給された。

将軍上洛を控えて京都との連絡機会が増えたので、継飛脚制度を一層強固なものにすると同時に、それにとりもなう財政的負担を軽減するために継飛脚給米を支給するようになったのである。この継飛脚給米は以降年々、ほぼ同額が宿問屋の恒常的収入に計上され、亀山・関・坂ノ下宿へは近江国信楽代官所の物成米の中から支給された。

寛永十一年（一六三四）の将軍上洛は、政治的には大成功で幕府の権力基盤を安定させた。その結果、幕府は翌年（一六三五）六月の武家諸法度ぶけしよはつとで諸大名の参勤交代が制度化された。江戸時代前期における将軍の上洛はこの寛永十一年が最後で、次の将軍上洛は幕末の文久三年（一八六三）のことである。

第二項 街道整備と宿人馬の拡充

松並木 江戸時代の東海道をはじめとする主要街道には松並木が植えられ、一里塚が構築されていた。東海道筋への松並木の植栽や一里塚の構築の時期は、一般に慶長九年（一六〇四）二月のことと言われている。

ところが松並木・一里塚の慶長九年説は、根拠がかなり曖昧である。強いてその根拠を挙げれば、「家忠日記」や「落穂集」などを参照資料とした『東照宮御実紀』慶長九年二月四日条の記述であろう（『新訂増補国史大系』二八巻）。しかし同条の記述内容については、担当した奉行の任命時期などで矛盾点が多い。また江戸時代初期の紀行文をみても、この慶長九年説を裏付けるものはほとんどない。

例えば、慶長九年から三年後の慶長十二年（一六〇七）に來

日した朝鮮通信使の記録によれば、東海道や中山道の左右には青松が生い茂っていて真夏の暑さを凌いでいるとあり（『海槎録』、慶長十八年（一六一三）に長崎から江戸へ向かったイギリス人のジョン・セーリスは一里塚に植えられた松木が東屋の形に手入れされていると記録している（『新異国叢書』6）。植樹して一〇年足らずの松並木が夏の暑さを凌いでいるとか、一里塚の植木が家の形に刈り込んで手入れが行き届いていとは考えられない。これらの樹木は、慶長九年よりかなり以前に植えられていたものと考えるのが妥当であろう。

すなわち松並木の植栽や一里塚の構築は慶長九年にはじめて行われたのではなく、それ以前からあったものを江戸時代初期に徹底したとみるべきである。ただしこれ以降、特に松並木の植樹と保護については、江戸時代を通じて継続して徹底されている。その結果、東海道筋では家居が密集している集落や樹木の多い山間部を除き、ほぼ松並木が続く景観が形成された。元禄三年（一六九〇）に刊行された『東海道分間絵図』をみると、すでに亀山市域の川合村と和田村間、和田村と亀山宿間の松並木は密集度が濃く、よく整備されていたことがわかる。

場所（村名）	並木長さ
川合村	190間
和田村	748間半
亀山宿	左側62間余・右側105間余
野村	74間余
野尻村	左側36間余・右側24間余
小野村	左側8間・右側13間
関宿	96間
市之瀬村	左側372間・右側62間
沓掛村	100間

表16 亀山市域の東海道松並木
出典は『東海道宿村大概帳』（『近世交通史料集』四）

天保十四年（一八四三）ごろの記録である『東海道宿村大概帳』により、現在の亀山市域を通る東海道筋の松並木の場所とその長さを列挙すれば、次の通りである（表16）。表中の「左側」とは京都方面に向かっ

て左側という意味で、左右を分けて記載していないところは両側であることを示している。これをみると、坂ノ下宿より東方の平野部では松並木が多いが、坂ノ下宿より西方の鈴鹿峠に近くなると松並木がみられない。

市之瀬村の右側三七二間（約六七〇m）というのはかなりの長区間であるが、文化二年（一八〇六）完成の「東海道分間延絵ぶんけんのべえ」にはその並木が明確には描かれていない。並木道としては長区間であるが、松の木数が少なかったのであろう。それに対し、野村の松並木は短区間の割りに丁寧に描かれているので、木数が多く立派な景観であつたものと推測される。

松並木を植える場合、一般には松木の根枯れを防止するために並木敷の土手を幅三〜六尺・高さ三尺（〇・九〜一・八m）程度で造成し、その土手の上に付近の御林などから松木の苗を調達して植えた。これらの作業や日常的な並木保護には、沿道や往還掃除丁場の村々に分担させた。

幕府や道中奉行による松並木保護策は徹底しており、例えば並木の繁茂によって田畑の収穫が減じる場合にはその枝を伐採するのではなく、樹木をそのままとし、「影引」と称して田畑の石盛を軽減した。枯れた樹木も無断で処分することはできず、まず許可を得てから伐採し、そのあとへは必ず補植した。

一里塚・道標など 一里塚についても前述の『東照宮御実紀』には、慶長九年（一六〇四）二月四日に家康が諸国街道に構築を命じたとある。しかしその時期の真偽については、再検討の必要があることは松並木の最初の植栽時期と同様である。

『東照宮御実紀』では、織田信長・豊臣秀吉が三六町を一里と定めて一里（約四km）ごとに塚を築かせ、家康が改めて日本橋を道程の起点にして一里塚を再構築させたと付記しているが、この付記の記述程度に理解した方がよいであろう。塚は原則的に、東海道を挟んで左右に築かれた。

なお『東照宮御実紀』には、「落穂集」や「武徳編年集成」

によるとして、徳川家康が大久保長安に対して「埃樹にはよい木を用ひよ」と命じたのであるが、年老いた長安が聴き「誤りて榎木を植し」という逸話が記されている。この逸話も一概には信用できないが、一里塚の上に植えられた樹木として榎木が多いことは事実である。ただし榎木以外でも、松や桜などの例もあり、亀山市域の野村の一里塚の片方は棕の木である。

亀山市域にあった東海道の一里塚の場所とその塚の上の樹木について、元禄三年（一六九〇）刊行の『東海道分間絵図』によって示せば、次の通りである。

和田村（左右とも「松数々」）

野村（左「榎三」・右「榎」）

関宿（左「榎一」・右「榎二」）

市之瀬村（左「榎一」・右「木なし」）

坂ノ下宿・山中村（左の記述なし・右「榎一」）

これを天保十四年（一八四三）ごろの記録である『東海道宿村大概帳』と比較すると、まず和田村・関宿の一里塚の樹木種については変化がない。野村の一里塚については『大概帳』に「左榎・右棕」とあって、右側の塚の樹木が棕に変化している。

市之瀬村の一里塚について『大概帳』は「右無之・左榎」とあり、約一五〇年前の『東海道分間絵図』の記述と同様である。最後の坂ノ下宿（右側）と山中村（左側）については『大概帳』に「左塚計つかばかり・右さくら」とあって、坂ノ下宿地内にある方の塚には桜が植えられ、山中村地内の方の塚には榎木がなくなっている。

これらの一里塚は、旅人にとって馬や駕籠かごを利用する際の駄賃・駕籠代を交渉するのに役立ち、また旅の途中での休憩場ともなった。ただ一里塚と言っても必ずしも明確に一里ごとに塚が築かれたわけではなく、途中で朱印地などがあればその朱印地区間については実測計算から除外されていることもあり、一里塚の場所が移動することもあった。関宿の一里塚は、当初は

伊勢別街道（参宮道）との追分の西側にあったが、宝永八年（一七一）以降は追分の東土居の外へ移された。

現在、亀山市域には野村の一里塚が北側の方だけ残り、三重県下で唯一現存するもので国の史跡に指定されている。その塚の上には、『大概帳』にも記されている棕の木が周囲六m・高さ三三mに成長し、推定樹齡は三八〇年前後と言われている。右側の塚は大正三年（一九一四）に取り壊されて宅地化された。

松並木や一里塚のほかにも、東海道筋には道標や常夜灯・石灯笼などの道中安全を祈念する石造物が建立された例がみられる。松並木や一里塚は幕府の政策によるものであるが、これらの石造物の多くは民間の篤志家による寄進であった。

和田村集落の東方には、神戸城^{かんべ}下方面へ通ずる脇道が分岐している。その分岐点には現在でも道標が残っており、その道標には正面に「従是^{これより}神戸白子若松道」と刻まれ、左側面に「元禄三年正月吉辰施主度会益保」とある。

関宿の東入口に位置する伊勢別街道との追分は、江戸時代のこの地域の交通の一大要所であった。その伊勢別街道の入口には建立年代不詳の鳥居があったが、寛政九年（一七九七）刊行の『東海道名所図会』に描かれているのでそれ以前の建立ということになる。この鳥居は明治二年（一八六九）の神宮遷宮の際から、宇治橋南詰の鳥居材の払い下げを受けて架け替えられるようになって現在に至っている。

関宿の東追分の鳥居の側の常夜灯は、元禄五年（一六九二）に大坂と江戸の飛脚問屋が寄進したもので、「右さんぐう道左江戸道」と刻んである。その側に道標二基があり、一基は享保五年（一七二〇）に建立されたもので「是よりいせみち」とあり、一基には「是より外宮十五里」とある。これらの常夜灯と道標の碑文は、いずれも京都・奈良方面からきた旅人を対象としたものである。

関宿の西入口近くの伊賀越道中（大和街道）との追分にも道

標と常夜灯があつた。道標は元禄四年（一六九一）に京都三条の者が建立したと伝えられ、高さ一・二mの大きなもので、「南無妙法蓮華経 ひとりはいかやまとみち」と刻んである。常夜灯は、現在では東追分に移転されているが、もともと東追分のものと対をなすもので、これも江戸の飛脚問屋と京・大坂の飛脚問屋組合が寄進したものである。

寛永の助馬制 元和二年（一六一六）十一月の宿取締り令には、宿場で多くの駄賃馬が必要なきには「在々の馬をもやとひ」とあつて、大通行の際には宿場が在郷馬を雇い荷物の継立が遅れないように命じている（前掲）。宿場によるこのような人馬調達方法は、宿場と在郷村々との相談によって実現するので、一般に相對助郷と呼んでいる。

その後、寛永十二年（一六三五）に大名の参勤交代が制度化されて東海道筋の交通量が急増し、宿場の常備人馬の不足が顕著となった。そこで幕府は寛永十四年（一六三七）三月、東海道筋や美濃路の宿々に対し、一定の助馬村を定めて、宿場で馬が不足するようなきにはその助馬村が宿場に馬を提供すべきであると定めたのである。

このとき発令された助馬令の条文は、従来、東海道の府中・浜松・四日市宿と美濃路の大垣宿の四例が確認されているに過ぎなかったが、実は関宿にもこの助馬令の条文が残っているのである。次にそれを示しておく。

道中助馬之儀ニ付覚書

一 今度助馬に付候郷村ハ、町なみ同然ニ高役をゆるし可申候、
但堤・川除・道橋等小役之分ハ其所之なみたるへき事、

一 今度助馬に付候郷村ハ、往還之衆多通候時、其町に馬不足荷物
つかへ候時、助馬に可出候、町中之もの我まゝいたし、在郷馬
に奉公人之荷物其外六ヶ敷駄賃をとらせ、町之者ハ商人の荷物、
又ハつけよき駄賃を取、在郷之もの迷惑仕様ニ候は、在郷馬之

方より可申出候、又助馬之者我まゝ致候ハ、其町中ちゆう可申出候、せんさくの上曲事ニ可申付事、

一其町に馬無之荷物つかへ候時ハ、時分をきらハす助馬出し可申、荷物つかへさる時馬引よせ申ましく候、但在郷馬之もの勝手ニ能罷出候者可為各別事、

一右助馬之分ニても荷物つかへ不罷成時ハ、其町中より地頭・代官へ断を申、せんきの上往還之衆多通り、荷物つかへ候儀於無紛ハ地頭・代官より申付、御領・私領を不限助馬之外其所へ近き在郷へも馬を出し、駄賃取候様ニ可被申触事、

一助馬に出候村之分ハ勿論うハ米取申間敷候、其外之村ちゆう駄賃取ニ出候分ハ、其町之者ハ相对次第たるへき事、

一駄賃馬何程つかへ候共、跡之宿之馬を通シ申ましく候、但跡先之町之者かつてんにて一次とをり候儀可各別事、

一駄賃馬無之候て往還之衆荷物を町ニ留置不申様ニ、其町之年寄・月行事精を入可申付事、

(川北家文書二一六・史70)

寛永拾四年丑三月

難解な内容であるが、文意を示せば次のようである。まず関宿に助馬村を定めたので原則的にその助馬村の「高役」たかやくを免除する。助馬村は宿場の馬が不足する場合にのみ馬を出し、宿場では助馬にだけ厄介な荷物を押し付けないこと。助馬を徴発してもなお馬が不足するときには、宿場より領主や代官に申し出れば、領主や代官より助馬村以外の近在の在郷へ馬を補助すべきことを触れ出す。宿場は、助馬から上前を取ってはならず、駄賃稼ぎをするそれ以外の在郷馬からの上前は相対である。宿場が混雑して馬が支えていても、宿場が承知している場合以外には前後の宿の馬を通してはならない。宿場の年寄・月行事は、通行人が馬がないと言って荷物を宿場に留め置かないようにと常々申し聞かせておくこと、というようなことが記してある。

重要な点は、この助馬村がどのような性格のものであったのかということである。まず右の条文の第一条目によって助馬は高役であったこと、第二く五条目によって宿馬と助馬の使役・つぎたて継立基準がわかる。

すなわちこれにより幕府が指定した助馬村の馬を、宿場が高役を基準にして強制的に徴発し、一定の荷物の継立についてその助馬を使役することができるようになったことがわかる。すなわちこの寛永十四年（一六三七）の助馬令によって、従来のあいたい相對助郷から指定助郷へと変化したと考えられるのである。

この寛永十四年の助馬令は、龜山市域で原典が残っているのは関宿宛のものだけである。しかし『九々五集』に「寛永十四年肥前島原一揆之節（中略）三宿へ助人馬被おおせつけられ仰付」とあり（同書巻第二 条目・証印部 四一頁）、龜山・坂ノ下宿へも同様のものが下付されたことがわかるのである。

常備人馬拡充 将軍・大御所の上洛と帰府による臨時的大通行と、寛永十二年（一六三五）以降の参勤交代の恒常化は、必然的にそれに対応する宿場の組織の拡充をもたらし、同時に宿場の制度的基盤の欠陥も露呈させた。特に寛永十二年（一六三六）ごろから同二十年（一六四三）までは全国的な大飢饉と重なって、宿場では助馬制の導入にもかかわらず人馬の確保が困難となり、それにともなつて宿財政が逼迫するようになった。

しかも寛永十四年（一六三七）十月から四カ月間にわたつて島原の乱がおこり、幕府による大量の鎮圧兵の派遣があったので、宿場はその対応のために大変な損失を蒙った。そこで東海道の各宿は、寛永十四年暮と同十五年（一六三八）春の二度にわたり、幕府から宿馬一疋につき五俵ずつの米を無利子で借用したのである。

しかし参勤交代の恒常化により大通行の頻度が激増したので、宿場が常備する人馬の拡充も必要になった。幕府は寛永十五年から十七年（一六四〇）にかけて、東海道宿々の常備馬を

百疋とした。

亀山・関宿は寛永十五年に伝馬を一〇〇疋に拡大し、その代償として亀山宿は従来の三六疋分の伝馬屋敷二五〇〇坪に加え、新たに六四疋分の伝馬屋敷六四〇〇坪を高宮村の中から与えられた。関宿は従来の一四四〇坪に加え、このときに六四疋分として木崎村の中から六四〇〇坪を与えられた(『九々五集』巻第一 城地・年譜部 二八〜二九頁)。それでも亀山・関宿は伝馬の確保のために宿財政を一層悪化させたので、幕府から次のような莫大な金額が支給された(川北家文書3・10)。

一金三百両者

亀山町

是者寛永貳拾年未ノ二月、御伝馬百疋ニ被下置、当座符仕候、此節兼松弥五左衛門様御登り被仰渡、御金ハ四日市御代官ニ而請取申候、御証文者無御座候、

一金五百両者

関地蔵宿

右同断

(川北家文書三・一〇・史72)

幕府目付の兼松正直は、銭価の調査を目的に寛永二十年(一六四三)二月に上京した。その途中、四日市の代官を通じて亀山宿へ三〇〇両、関宿へ五〇〇両を下付したのである。前述したように当時は大飢饉であり、その上に常備人馬を従来の三倍近い一〇〇疋に拡充させたので、幕府としても宿場の退転を防止するためにこうした施策が必要であったのである。

常備馬が一〇〇疋になったので、常備する人足数もこのときに一〇〇人に拡充したはずである。これ以降、五街道の筆頭である東海道の宿々は、原則的に常備人馬を一〇〇人・一〇〇疋とした。やがてそのほかの五街道の宿々では、中山道が五〇人・五〇疋、日光・奥州・甲州道中では二五人・二五疋とするようになった。

街道景観の形成と坂ノ下宿移転

東海道の宿々の人馬が一〇〇

人・一〇〇疋に拡充して伝馬屋敷が拡大し、やがて亀山・関・坂ノ下宿は宿場町としての景観が整ったと考えられる。常備人馬を拡充したということは、すなわち街道筋に面した伝馬屋敷地が拡大したということであり、その家並景観は一般の農村とおのずから異なったものになったことを意味する。もつとも亀山宿については城下町に併設された宿場であり、一般の宿場町の景観とは異なつて街道筋の東町・西町の裏側にも家並が続いていた。

亀山宿の東海道筋の町並は約二二町（約二・四km）、そのうち東町は一三町弱、西町は七町弱であつた。家数は延宝四年（一六七六）に東町で二二五軒・西町で一五六軒、寛政七年（一七九五）に東町二二六三軒・西町一六五軒であつた。天保十四年（一八四三）の亀山宿全体の家数・人口は六三三軒・一千五四九人であつた。

亀山宿東町の茶屋町から東海道と分岐して北上するのは、いわゆる巡見街道である。東海道の人馬が一〇〇人・一〇〇疋に拡充された寛永年間ごろから、幕府が派遣した巡見使が通るようになった。この巡見街道は、北上すれば川崎村付近で安楽川を越え、鈴鹿山脈麓の菰野に通ずるので菰野道とも言い、この道をさらに北上すると石榑を経て美濃国の関ヶ原に続いた。関宿東追分の伊勢別街道や西追分の大和街道（伊賀越道中）は、庶民の旅人が多く利用した。ただし大和街道は津藩にとって重要な街道で、奈良奉行や大和国内の大名も利用した。これらの脇街道は、東海道ほどに幕府の道中行政は行き届かなかつたが、それでも寛永年間ごろから整備されはじめた。

関宿は東海道と伊勢別街道・大和街道の交差する交通路大動脈の十字路に位置し、はじめは亀山藩領で、元和元年（一六一五）に幕府領となり、寛永十三年（一六三六）に再び亀山藩領となった。すでに明暦年間（一六五五〜八）には宿内が一五町で構成され、家数が五〇〇軒を越えていた。宿場南側中央に地

蔵堂があつたので関地蔵宿とも呼ばれ、天保十四年（一八四三）には家数六三二軒・人口一九四二人であつた（『宿村大概帳』）。竹火縄・関こんにやく・南禅寺納豆などが名物で、銘菓関の戸の深川屋は寛永年間の創業と言われている。

こうして東海道だけでなく脇街道までもが整備されつつあつたのであるが、その途中の慶安三年（一六五〇）九月二・三日に全国的な豪雨があり、特に亀山藩領では約三分の一が川に浸かる被害に遭つた。この豪雨では、幕府領で鈴鹿峠の上（字峠）と峠の麓（字古町）にあつた坂ノ下宿が大洪水に遭い、宿内のほとんどが埋没してしまつた。そこで坂ノ下宿は、従来の所在地より約1km東の下中町・上中町・石蔵へ宿場集落を移転したのである。

移転前の坂ノ下宿の様相については、資料が洪水で流されてしまつたのでほとんどわからないが、同宿が亀山藩領時代の寛永十四年（一六三七）に同藩によつて検地が行われ、その検地帳が残っている（『鈴鹿関町史』上巻四二二～四二四頁）。それによると、寛永十四年の同宿の名請地は畑地と屋敷地のみで田地はなく、畑地の面積も八町一反三步に過ぎなかつた。屋敷数は、坂上茶屋の八軒を含めて全部で一軒であり、この多くが当時の坂ノ下宿の伝馬人であつたと考えられる。

坂ノ下宿のその後の家数・人口は、延享三年（一七四六）に一六〇軒・五八四人（「むらさしだしちよう村差出帳」）、天保十四年（一八四三）に一五三軒・五六四人であつた。宿内の往還は六町半で家並が六町弱、縄手九町、鈴鹿坂七町半で、山川流八十瀬の名所であつた（『大概帳』）。

坂ノ下宿は、かつては「坂弦」として弓の弦を製していたが、江戸時代には弦の製作が廃れ、代わつて木櫛を売る店が多くなつた。明治初年の調査では、商業（旅籠屋・酒食小売・その他各種小売）四六%余、雑業（人足・日雇など）三八%、その他（職人・神官・僧侶・農業・無職・不明）一五%で、全戸数の

うち農業専門業者は一軒だけであったという（『鈴鹿関町史』上巻四八七頁）。坂ノ下宿は、まさに交通労働に依拠した集落であったと言える。

第三項 伝馬役と宿役人

幕府の道中行政 江戸幕府の道中行政は、その初期には代官頭が中心で、それに京都所司代の板倉勝重がこれに参画することが多かった。慶長十年代から寛永初年になると、道中行政は年寄・老中が中心となり、寛永十年（一六三三）ごろから勘定頭へその所管が移行した。さらに寛永十九年（一六四二）前後から、勘定奉行・町奉行・大目付が兼帯でそれを所管するようになった。

幕府は十七世紀半ばごろから、宿々に対する詳細な規定を頻繁に公布するようになった。たとえば明暦元年（一六五五）八月には駄賃馬の重量規定、人馬賃銭、朱印人馬の運用規定、在郷馬の雇用方法、旅人の道中作法などに関する高札文を明示し（『近世法制史料叢書3』所収「武家厳制録」一二六九号）、翌明暦二年四月には宿立人馬の使役方法に関する三カ条の定書さだめがきを示した（『近世交通史料集』八二二三三号）。それは従来のような臨時的な大通行への対応策という意味に止まらず、宿の安定的な維持をはかるための恒常的な処置であった。

万治元年（一六五八）十二月には、道中宿々での伝馬役人の作法や助馬村の義務などに関する七カ条の定書を公布し、同時に宿・助馬村がその定書を遵守するという起請文前書きしょうもんまえがきを示してその起請文の提出を命じている（『御触書寛保集成』一二六〇号）。宿が提出する起請文前文には、①法度はつとを遵守し、②通行人に無理をかけず、③宿馬が「商人しょうにん之付能荷物計つけよきにもつばかり」優先して継ぎ立てることはせず、④助馬にのみ不利益になるような

ことをせず、⑤奢侈しゃしと無駄な失費を慎む、という五カ条からなっている。これに対し助馬村が提出する起請文前文には、①宿方から命ぜられたら無条件で助馬を提供し、②宿方へ金銭で馬を請負わせることをせず、③通行人の多いときに馬を隠しておくことはしない、という三カ条からなっている。

幕府は宿・助馬村に起請文を提出させた直後の万治二年（一六五九）七月、禁裏付きの目付であった高木伊勢守守久を大目付に任じ、併せて道中奉行の兼帯を命じた。これにより兼任ではあるが、初めて道中奉行職が設置されたわけである。

しかしこれ以降も、実質的な道中行政は道中奉行と勘定奉行との協議によって執行された。そして元禄十一年（一六九八）十一月二に勘定奉行の松平美濃守重良が道中奉行加役に任じ、大目付兼帯の神尾備後守元清とともに道中奉行は二名制となった。以降、幕府の道中奉行は大目付の中から一人が兼帯、勘定奉行のなかから一人が加役となり、二名制が続くことになる。

道中奉行が最初に任ぜられた翌万治三年（一六六〇）十月、五カ条からなる添高札そえこうさつが宿々に掲示された（『九々五集』巻第五往還駅・伝馬出馬・壁書二五〇～二五一頁）。それは、同年の大洪水・諸物価高騰のために、二年前に掲示した高札文を補完するものであった。その内容は、諸物価が高騰しているので人馬賃金を値上げし、大名であっても宿人馬の使用数を減ずべきことなどが記してある。

伝馬役と歩行役 江戸時代の宿場に課せられた第一の任務は、公用貨客を人馬によって次宿へ継ぎ送ることである。これを伝馬役まやくと言ひ、宿から宿への継ぎ送りを宿継しゆくつぎと言った。伝馬役には、馬役と人足役（歩行役かちやく）があり、これをそれぞれ伝馬方役と人足方役と呼ぶこともあった。

宿人馬が次宿を通り越して、さらにその次の宿場まで継ぎ送ることを「追い通し」と言ひ、原則的に禁止されていた。ただし宿と宿との間が短距離である場合とか、一宿限りでは継ぎ送

りができないような特別の大通行の場合には、合宿と言って複数の宿で一宿分の継立を行った例もある。

宿場では、宿場に認定された際に伝馬役の負担者が決められた。伝馬役は通常、街道筋に面した屋敷に課せられ、原則的に間口の広さに応じた量を負担した。その屋敷を伝馬屋敷と呼んだ。

馬役と人足役の分担については、一定の地域別に区分した宿と、同じ地域内で馬役と人足役を混在して勤めた宿がある。地域別に区分した宿では、宿の中心地が馬役でその外縁地が人足役であった場合が多い。馬役と人足役の混在地では、人足役は馬役の半役、つまり人足二人分で馬一疋役であることが普通である。

関宿の場合は地域別に区分されており、中町（四丁四〇間）が馬役、その両側の木崎町（三丁四七間）と新所町（六丁四六間）が人足役を勤めた。文政八年（一八二五）三月八日の出火で類焼した中町の絵図をみると『鈴鹿関町史』上巻四三二頁）、類焼家四三軒の馬役負担と間口の広さの関係は表17の通りである。

負担量	家数	間口広さ
1疋役	6	6間～8軒
8分3厘3毛役	1	5間1尺
6分6厘7毛役	1	4間
6分5厘5毛役	1	5間
6分2厘5毛役	1	3間3尺
5分役	23	1間～5間
4分役	2	4間～4間2尺
3分7厘5毛役	2	2間4尺
3分3厘5毛役	1	2間5尺
3分3厘3毛役	5	2間4尺4間3尺
2分5厘役	2	3間～3間5尺
不明	1	不明

表17 関宿中町の馬役間口別負担
『鈴鹿関町史』上巻432ページより作成。

る。馬一疋役は六軒で、それぞれ家の間口は六～八間と一定ではない。が広い。最も多いのが馬五分役（二軒で一疋

役)で、間口は一〜五間であり、そのうち間口一軒というのは旅籠屋である。間口三軒五尺で二分五厘役(四軒で一疋役)という家もある。

前述したように、原則としては間口の広さによって負担量が決まるわけであるが、宿場の中心部と宿端では享受する利益が異なるので、家の所在地によって負担量に差異をつけることもあった。またそれぞれの家の家計状況や家族構成などにより、宿内で相談して負担量に軽重をつけたりすることもあった。表17にみる関宿の間口と負担量のアンバランスは、このようなことを考慮した結果と考えられる。

坂ノ下宿の伝馬役については、延享三年(一七四六)の「坂下宿差出明細帳」さしだしめいさいちように、同宿の家数は合計一六〇軒、そのうち伝馬役(馬役)が五六軒、步行役かち(人足役)が五八軒、水呑(無役)が四六軒とある。步行役五八軒のうち八軒は鈴鹿峠步行役、五軒は「退転」(役負担不能)しているので、実際には五三軒で勤めているとも書いてある。馬役と人足役の分担方法については不明であるが、関宿と同様に宿場の中心部分の家が馬役、その外縁部の家が人足役であったと考えられる。

これに対し城下町でもある亀山宿は、同じ地区内に馬役と人足役が混在していた。延宝四年(一六七六)の同宿東町の家数は二二五軒で、そのうち本役(馬一疋役)八一軒、半役五軒、四分役一八軒、三分役五二軒、無役五六軒であった。同じく西町の家数は一五六軒で、そのうち本役五三軒、半役一四軒、三分六厘役三六軒、三分五厘役三〇軒、一分九厘役八軒、無役一五軒であった(「亀山御領分雑記」、『五街道分間延絵図』一八巻解説二七頁)。半役の家は原則的に人足一人分を負担することになる。

問屋と問屋場 宿場は交通機能とともに、一般村落、あるいは町方としての機能も併有した。亀山宿の場合などは、城下町機能の一部として宿場でもあったとみた方がよいかも知れない。

そのため同じ集落内に宿場業務を担当する宿役人と、村方・町方業務を統括する村・町役人の両方がいた。

宿問屋は宿役人のなかの最高位にあった。人馬による継立業務を管掌し、公用旅行者には宿泊施設の世話をしたりした、

問屋は、もともと戦国時代の伝馬問屋であったり、土豪の流れをくむ土地の有力者であったりした例が多い。関宿の川北本陣のように本陣を兼ねた例も多く、村役人の庄屋より上位に位置することが多かった。ただし江戸時代中期になると、世襲の問屋制が崩壊して新たに才覚のある人物が交代して就任する例もあった。

問屋は一〜三名程度が普通で、亀山宿は二名、関・坂ノ下宿は一名であった。二名であれば月を半分に分けて業務分担をするのが一般的であった。もともと問屋は伝馬役や年貢諸役を免除され、荷物継立の優先権や荷物保管料（庭銭）の徴収などの特権を有したりしていた。しかし次第に宿役人化が進んで戦国時代以来の諸特権が縮小し、一方で交通量の増加によって人馬による継立業務も多忙になった。

そこで幕府は寛永十年（一六三三）より東海道・美濃路の宿々へ継飛脚給米を支給し、これを問屋へ付与した。さらに寛文五年（一六六五）より問屋給米を七石ずつ支給しはじめた。次に示すものは伊勢国に所在する東海道の七宿に対し、幕府代官所を通じて問屋給米を渡すことを通達したものである。

覚

勢州 桑名

同 四日市

同 亀山

同 石薬師

同 関

同 庄野

同 坂之下

右七宿 公儀御用相達候問屋・肝煎中江、一宿二付米七石宛、当
巳年より毎年被下候間、其方御代官所より相渡手形取之、勘定ニ
可被相立候、以上、

十月十五日

高伊勢守

妻彦右衛門

岡豊前守

此御本紙桑名ニ有

佐野平兵衛殿

(川北家文書二・五・二・史81)

問屋給米は幕府領の年貢米のうちから支給したので、代官に
その渡し方を命じたのである。差出人は大目付兼帯の道中奉行
である高木守久と勘定奉行の岡田善政・妻木頼熊である。

宿場では問屋の家の一部を問屋場とし、そこへ宿役人一同や
下役が交代で勤務し、重要な通行であれば宿役人全員が出仕し
た。しかし中期以降は、一般に宿場内に公設の問屋場を設置し
ていた。亀山宿には東町と西町に一カ所ずつ問屋場があった。
関宿には中町の川北本陣と鶴屋脇本陣の間に間口六間余の問屋
場があり、坂ノ下宿には本陣の真向かいに間口五間半・奥行き
八間の問屋場があった。

問屋場は、宿役人や下役だけでなく、実働の人足や馬士、あ
るいは人馬を利用しようとする旅人や物資が集まって混雑し
た。問屋と問屋場は、まさに宿場の中枢であった。

宿役人と下役 問屋を補佐するのが年寄である。年寄のことを
吟味役と呼んだ宿場もあるが、亀山・関・坂ノ下宿では年寄と
呼んでいた。年寄は一宿に一〜二名が一般的であるが、亀山宿
のように一〇名もいる宿場もあった。

問屋と年寄、それに村役人の筆頭である庄屋を併せて宿方三
役といい、宿役人というのは一般にこの宿方三役を指す。もつ

とも問屋は本陣や庄屋を兼ねることが多く、年寄も村役人である組頭を兼帯している場合があった。

宿役人の下には、帳付ちやうづけや馬指うまさし・人足指などがいるのが一般的であるが、それ以外の名称の下役がいる例も多い。これらの問屋場の下役は、言わば問屋の奉公人であり、問屋から給与が支給された。

帳付は、問屋場へ出仕して人馬の出入りやその賃金を記帳するのが本来の役割であるが、実際には人馬の差配や通行人との交渉にも当たった。上司の問屋や年寄が道中奉行への嘆願や隣宿との交渉で出張することが多いので、帳付は一般に日常的に問屋場の中心的な役割を果たし、相当に高い資質を要求された。

馬指（差とも書く）は馬士を指図し、人足指（差とも）は人足の差し引きに当たった。馬指だけで人足指をおかない宿場もあるが、その場合には馬指が人足指の仕事を兼ねていた。こうした場合には、両方の名称を兼ねた人馬指と呼ぶこともあったが、亀山・関・坂ノ下宿には馬指と人足指の両方がいた。

宿役人や問屋場の下役の名称・人数は、同じ宿場でも年代により変動することもあり、また宿場によっても異なる。以下では、『東海道宿村大概帳』により、天保十四年（一八四三）前後の亀山・関・坂ノ下宿の宿役人と下役について概略しておく。

亀山宿には問屋二名・年寄一〇名・書役かきやく三名・馬差うまさし四名・人足差四名・小使四名・飛脚一二名がいて、通常は問屋場にこのうち問屋一名・年寄一名・書役二名・馬差二名・人足差二名・小使二名・飛脚一名が詰めて人馬継立業務に当り、重要な通行があるときには宿役人・下役が全員で出仕した。書役は一般の宿で言う帳付のことである。飛脚を問屋場の下役に加えている例は少ないが、亀山宿問屋場の下役である飛脚とは幕府公用の継飛脚である。小使は、主に書類や用事などの伝達に回るのが仕事で、一般の村の定使のようなことを担当したと考えられる。

関宿には問屋一名・年寄六名・人足方七名・肝煎四名・継立所掛り役二名・書役二名・馬指五名・人足指六名がいて、通常は問屋場に問屋と宿役人が一名ずつ、馬指三名・人足指二名が詰めて人馬継立業務に当り、重要な通行があるときには宿役人全員で出仕したとある。ここでいう宿役人とは、年寄・人足方・肝煎きまじりのことであろう。人足方は町代のこと、肝煎・年寄と同様に問屋の補佐役であった。継立所掛りとは亀山宿という飛脚のことで、これも幕府の継飛脚の役割であったと考えられる。

坂ノ下宿には問屋一名・年寄三名・勘定元方一名・勘定立合二名・帳付三名・馬指三名と人足指・肝煎兼帯四名、小遣二名がいて、通常は問屋場に問屋・年寄・帳付・馬指・人足指が一名ずつと小遣二名が詰め、重要な通行があるときには宿役人が全員で出仕した。勘定元方は通常は出仕していないようなので帳簿などにより会計を処理し、勘定立合は言わばその監査役であつたのであろう。

いずれにしても江戸時代後期の亀山・関・坂ノ下宿の宿役人やその下役は、他宿に比較してその名称が多彩で人数も多い。因みに、亀山宿の東隣の庄野宿では同時期に問屋二名・年寄二名・帳付四名・人馬差八人のみ、坂ノ下宿西隣の土山宿は問屋二名・年寄四名・帳付三名・人馬取扱六人・御書飛脚六名・人足方勘定立合四名である。

助郷制度の成立 寛永十四年（一六三七）の助馬制により亀山・関・坂ノ下宿へは助馬村が付属され、宿場の常備人馬で不足するような大通行の際には助馬が徴発されるようになった。しかしやがて宿場では人馬の不足が恒常的になり、助馬制の改変が必要になってきた。

幕府は寛文五年（一六六五）十一月に主要街道の助馬村について、大規模な実態調査を実施した。その結果、翌六年（一六六六）には亀山宿に対し、改めて野村・野尻・落針・大岡寺・和田・川合・菅内・羽若の八カ村（計高五六一一石余）を助馬

村として付属させ、助郷高一石につき一疋半、合わせて八五疋の助馬を出させることにした。また関宿に対しては、小野・山下・木下・阿野田・白木の五カ村（計四一五六石余）を付属させ、助郷高一石につき一疋四分、合わせて六〇疋の助馬を命じた（『九々五集』巻第五 往還駅・伝馬出馬・壁書二五三頁）。

続いて元禄七年（一六九四）二月には、従来の助馬制を踏まえて助郷制度を実施した。この時の東海道岡崎宿より東方の宿々の助郷制度は、一般に従来の助馬村を定助郷とし、その定助郷に加えて遠心的に大助郷を指定して、定助郷の徴発でも人馬が不足する際に大助郷も徴発するという二重構造のものであった。

亀山・関宿の場合、この二重構造は同じであるが、東海道の一般の宿々とは名称が少し異なっていた。『九々五集』には次のような記述がある（同書巻第五往還駅・伝馬出馬・壁書二五四頁、朱書部分略）。

一高壺万五百式拾三石 亀山町附大助郷拾七ヶ村

内二千百三拾式石 津領 田茂村 三寺村 阿知本村

中ノ庄村

八千三百九拾一石 亀山領拾四ヶ村

羽若 野村 和田 住山 亀田 椿世 井尻 落針

菅内 川合 八野 大岡寺 小田

一高壺万七百六拾七石 関町附大助郷拾四ヶ村

内五千六百七拾八石 津領 古馬屋 椋本 加太 中縄

楠原 楠平尾 林

内五千八拾九石 亀山領 小野 山下 木下 小川

白木 阿野田 鷺山

すなわち亀山・関宿では、この元禄七年（一六九四）に助郷

編成でも助郷全体を大助郷と呼んでいたのである。亀山・関宿をはじめ、岡崎宿より西方の宿々では定助郷はなく、依然として大助郷のみであったのである。

坂ノ下宿は小規模な上に鈴鹿峠を控える人馬継立の難所に位置していたので、助馬・助郷は広範囲にわたり、しかも複雑であった。寛永十四年（一六三七）の助馬制により、同宿へは白木・菅内・野尻・太田・落針・山下・木下・小野・沓掛・市瀬の一〇カ村が付属させられたが、その後にはしばしば助馬村の組替が行われた。特に寛文六年（一六六六）には大きな組替があり、その結果が前記の亀山・関宿への助馬付属にも影響している。

元禄七年の助郷編成では、伊勢・近江国にまたがる三五カ村が坂ノ下宿の大助郷にとまっているほか、「人足定助」として沓掛・市ノ瀬村が付属している（『鈴鹿関町史』上巻四五二頁では元禄十二年とする）。この三五カ村のうちの近江国内の八カ村は、宝永七年（一七一〇）十一月に伊勢国内の八カ村に交代となった（『九々五集』巻第五 往還駅・伝馬出馬・壁書 二七二〜二七四頁）。

この元禄七年の大助郷編成を経て、幕府道中奉行は享保十年（一七二五）に再び助郷改革を行い、大助郷を定助郷に名称変更する。それは、助郷が宿人馬の臨時的補完の役割から恒常的な補完組織に編成され直されたことを意味するのである。この定助郷の編成問題については、本章第二節で述べることにする。

第四項 人馬賃と宿助成

無賃の人馬 宿継しゆくつぎによる駄賃・人足賃（人馬賃錢）には、無賃と有賃があった。無賃には、朱印・証文や馳走などの種類があり、有賃にも道中奉行が定めたお定め賃錢（公定賃錢）と、

人足・馬士とその利用者（荷主や旅人）の双方が相談で決める
相対賃銭があった。

朱印状とは、前述したように将軍・大御所が押印した書状の
ことで、ここではその朱印が押ししてある宿人馬の利用許可状の
ことである。江戸時代初期には、将軍・大御所の思惟によって
さまざまなときに朱印状が出されたようであるが、やがてこの
朱印状を受け取ることができるようなのは特定の旅行者などに限定さ
れるようになった。

十七世紀半ば以降、この朱印状によって宿人馬が利用できる
のは、次のような通行であった。公家・門跡、将軍が京都へ使
わす使者、伊勢神宮への代参、大坂城交代時の引越し、大坂・
駿府目付、二条・大坂御蔵奉行仮役、城引渡しと巡検御用、御
普請所などの検分御用、日光御名代、日光門跡や役者・医者
の日光への往来と門跡より京都への使者、金地院、品川東海寺輪
番、三河国滝山寺、京都知恩院、増上寺より知恩院への使者、
相模国遊行寺上人、宇治御茶・備後御畳表・野馬・御簾御用、
この二三件である。旅行者だけでなく、江戸城や將軍家に必要
なものも朱印人馬を利用したのである。

幕府の職制の整備とともに朱印状のほかに、特定の幕府役人
が発行する証文でも無賃で宿人馬を利用することができるよう
になった。慶安四年（一六五一）の規定では、無賃人馬利用の
証文を発行できるのは老中・京都所司代・大坂町奉行・大坂城
番・駿府町奉行・駿府城番であり（『御触書寛保集成』一二五
八号）、やがてこのうちの大坂城番に代わって同城代になった。
さらに寛政七年（一七九五）には、遠国奉行と道中奉行も無賃
人馬利用の証文を発行できるようになった。

無賃の馳走人馬とは、朱印状や証文などに記された人馬数以
外に、その領主や宿問屋の指示で余分に出す人馬のことである。
朱印状を携行する旅行者の多くは、その朱印状に記された人馬
数以上の馳走人馬を利用し、七里飛脚などの人足も実際には宿

	庄野—龜山宿			龜山—関宿			関—坂ノ下宿			坂ノ下—土山宿		
	本馬	軽尻	人足	本馬	軽尻	人足	本馬	軽尻	人足	本馬	軽尻	人足
元和2年(1616)				25		本馬の 半分	37		本馬の 半分			
万治元年(1658)										81	42	41
万治3年(1680)				39		25	48		31	79		49
元禄12年(1699)							87	63	43	170	112	82
正徳元年(1711)	88	58	44	69	45	35	117	73	56	225	146	111
寛政10年(1798)				83	54	42	140	88	67			
文政2年(1819)										268	174	132
天保3年(1832)				108	68	53	174	114	84			
天保14年(1843)	133	87	66	108	68	53	174	114	84	338	221	165

表18 人馬賃銭の変遷 出典は『鈴鹿関町史』、および『東海道宿村大概帳』(『近世交通史料集』四)

本来、幕府公用以外の貨客については、公定賃銭により継ぎ立てられるべきものであった。しかし公定賃銭は諸物価の上昇率に比較して相対的に定額に抑えられ、しかも値上げの認可時期は常に後追い

十四年(一六〇九)に一里につき京銭八文もんと決められたが、これは馬の半額である。その後、十七世紀を通じて公定賃銭はしばしば値上げされ、時に値下げもされた。ちなみに亀山・関宿、関・坂ノ下宿間の駄賃は、元和二年(一六一六)には前者が二五文、後者が三七文であったが、それが正徳元年(一七一七)には六九文と一一七文とやく三倍になっている(表18)。

問屋が馳走として困い人馬のなから提供した。これらの朱印・証文・馳走人馬は無賃で提供するので、その提供者に負担がかかる。そこで実際に稼働した伝馬・人足へは、宿問屋から相当額の人馬賃を渡した。馳走人馬は恣意的な性格を有し、この馳走人馬が朱印・証文人馬数より多いこともあって、これが宿場の疲弊の一因にもなった。

公定賃銭と相対賃銭 当初の宿人馬の利用は、無賃である朱印伝馬と公定(御定)賃銭だけの区別であった。慶長七年(一六〇二)に東海道の宿々へ駄賃定書が提示されたが、これは公定の本馬の駄賃を示したものであった。人足賃については、慶長

であつた。そこで人馬の実質的労働力を考慮し、荷主や旅人と馬士・人足の双方が交渉して値段を決めるあいたいちんせん相対賃錢というものが生まれた。

相対賃錢で利用する人馬は、宿問屋を介する宿立人馬ではなく往還稼ぎの人馬であるから、公式文書に残ることはほとんどない。そのため相対賃錢の発生時期や利用度については明確でない。ただし万治元年（一六五八）のしゆくきしやうもん宿起請文で、「商人しやうにんのつけよきにもつばかり付能荷物計を」優先して継ぎ立てることを禁止しているから、すでにこの時期には商人荷物を相対賃錢で継ぎ送っていたのであろう。

こうして有賃の人馬賃錢でも、その金額面で公定賃錢と相対賃錢に大きな差が生じはじめたので、公定賃錢は特権通行だけに適用されるようになった。参勤交代の大名は公定賃錢による人馬を利用したのであるが、その利用人馬数も大名の家格により制限されていて、残りの必要人馬は相対賃錢で雇用した。

相対賃錢による駄賃は、まさに相対であつて一定でない。次宿まで継立に出た戻り人馬は、空荷よりは荷物を運んだ方が利益になるから安価で決まることが多い。ただし、一般的には公定賃錢の二倍前後が相対賃錢の相場であつたようである。

元賃錢とその値上げ 正徳元年（一七一）五月、幕府は五街道の宿々や川越場・関所などのこうさつ高札を一斉に建て替えた。これらの高札のうち、宿高札には、人馬荷物の重量規定、朱印状による伝馬利用では書付かきつけ以上の人馬を出さないこと、大名の公定賃錢による人馬利用数や宿人馬の追い通し禁止、宿場は馬を隠しおかずに出してそれでも不足のときには在郷より駄賃馬を雇うこと、規定外の人馬賃錢の徴収を禁止することなどが記してある。

宿高札の建て替えと同時に、人馬賃錢を示すそえこうさつ添高札も建て替えられた。その添高札に示された人馬賃錢は、多くが宝永四年（一七〇七）に改定されたものと同額であるが、以降の人馬賃

銭の変更に決定的な意味をもつものであった。すなわち、後にこの正徳元年（一七一―）の人馬賃銭を元賃銭と称し、値上げに際しては「元賃銭の上に何割増」という表現で示されたのである。

正徳元年以降、宿場のなかには被災・困窮などの理由により、期限を区切って公定賃銭が値上げされた例が多々ある。しかし期限が経過すると、元賃銭に復するのが常であった。表18は龜山市域における東海道宿々の江戸時代の人馬賃銭の変遷について、『関町史』上巻に掲載されたものと『東海道宿村大概帳』記載の数字により作成したものである。ただしこれは必ずしも人馬賃銭の変遷の全容ではなく、また人馬賃銭変更の時期を明確に示したものでもない。

一般に安永三年（一七七四）十二月、東海道・中山道の宿々では三〜四年以前の早魃かんぼつと流行病で疲弊していたので、七年間を期限にして元賃銭の上に三割増の値上げが認可された。その際、龜山・関・坂ノ下宿でも値上げを認可されているが、表18ではこのことが反映されていない。宿々では、この三割増の値上げ分のうち一割増分だけを助郷人馬へ渡し、残りの二割増分については宿財政に組み入れた。宿人馬が勤めた分については、割増し分を勿銭はねせんとして除いて代官所や領主役所へ上納した。領主役所などへ上納された勿銭は、同所で他所へ貸し付けて利殖し、その利息分を宿助成金として宿問屋へ下げ渡す仕組みであった。

このときに値上げされた公定賃銭についてはその後、天明元年（一七八―）に七年間の期限が切れたので元賃銭に復した。しかしそれから四年後の天明五年（一七八五）からは、一〇年間を期限として寛政七年（一七九五）年まで元賃銭の四割増になった。寛政七年から再び元賃銭に復することになったが、元賃銭のままではあまりにも諸物価と比較して低額であった。そこで寛政十一年（一七九九）から一〇年間は、また二割増とし

た。表18に示された寛政十年（一七九八）の人馬賃金は、実は翌年から実施されることに決まった数字である。この二割増の期限後の文化六年（一八〇九）には五割増となり、その後は安政五年（一八五八）まで一時的な七割増期間を除いて五割増が続いた。

幕末期には諸物価の高騰が甚だしく、それにつれて人馬の公定賃金も値上げされた。後にも述べるが、概略を示すと文久三年（一八六三）には元賃金の一〇割増、すなわち二倍となった。さらに元治元年（一八六三）には一五割増、慶応三年（一八六七）には五五割増になった。

幕府による宿助成 幕府は宿の設置に当たり、伝馬を常備する代償に伝馬屋敷の地子じしを免除し、宿場に伝馬が余っていればその馬で駄賃稼ぎをすることを認めた。旅籠屋などの宿泊施設の営業は、宿場の義務というより、伝馬を常備することに対する代償としての権利であったとみてよい。

飢饉や宿財政が逼迫したときには、幕府や藩が金穀を無償で払い下げたり無利子で貸し付けたりした。時に人馬の公定賃金の値上げを公認し、やがて飯盛女を抱えることを許可して宿場の繁栄を助長させる政策をとった。これらはひとえに、宿財政が悪化して宿場が成り立たなくなることを防止するためであった。

宿場の財政と言う場合、大きく宿場集落全体やそこに住む人々の財政と、人馬継立を中心とする宿問屋の財政の二つがあるが、一般には後者を指す。幕府も特に後者に関心を示し、その破綻を防止するためにさまざまな助成を行った。

前述したように、宿継の人馬賃金には無賃と公定賃金があり、やがて相対賃金というものが出現した。無賃は言うに及ばず、公定賃金でも実労働にふさわしい金額ではなく、継立労働としては相対賃金あいたいだけが黒字であった。ただしこの相対賃金については、宿問屋が把握している宿財政に組み入れないのが普通で

年号	龜山宿	関宿	下賜・拝借の区別。返済条件
寛永20年(1643) 2月	300両	500両	兼松正直上京時に下賜
万治3年(1660) 12月	300両	500両	公儀より拝借。返上納に関する催促なし
寛文8年(1668) 3月	米700両	米700両	亀山城米拝借。寛文9年幕返上納
寛文8年(1668)	錢800文	錢800文	亀山城置錢拝借。同年返上納付
延宝2年(1674)	錢1,000貫文	錢1,000貫文	拝借より拝借。返上納は延宝5年より10年賦

表19 龜山・関宿へ公儀より給米金

出典は『近世龜山藩大庄屋記録九々五集』267ページ。

あった。したがってそこに表れる宿財政の状況が、常に厳しい赤字を計上するのは当然であった。

それでも幕府は宿場に対し、さまざまな助成を行った。例えば、寛永十三年(一六三六)には寛永通宝を鑄造し、その寛永通宝の流通を促進させるために東海道の宿々へ錢一〇〇貫文ずつを配った。前述したように、同十五年(一六三八)には東海道の宿々の常備人馬を拡充したので地子免除地を拡大し、同時に米穀を支給した。

寛永十九年(一六四二)の全国的な大飢饉に際しては、宿場を救済するために金穀を支給し、不足している伝馬について一疋につき金三両の拝借金を下付して充足するようになった。同二十年(一六三三)も飢饉が続いたので、東海道の幕府領の宿々に対して拝借金五〇〇両、私領の宿々には三〇〇両を下付し、同時に人馬の公定賃金を一里につき五文増とした。この寛永十三年と同二十年の拝借金は、百年近く経て享保十一年(一七二六)に棄捐となった。拝借金でありながら、宿々から幕府へ返済する必要がなくなったのである。

拝借金とは、宿場が幕藩領主役所から借用した金銭のことで、宿場側の用語である。この拝借は無利子が原則であった。後には、この拝借金を元金にして宿問屋自ら、あるいは領主役所を通じて一般人々に貸し付け、その利息を宿財政の一部に充てるようになった。

表19は、龜山・関宿の寛永二十年〜延宝二年(一六四三〜一六七四)における

幕府からの下付金・拝借金をみたものである。坂ノ下宿に関する記載がないが、同宿へも同様か、あるいはそれに近い金額の助成があつたはずである。関宿の寛永二十年については三〇〇両の下付のはずであるが、なぜか五〇〇両「被下置くだしおかれ」とある（『九々五集』巻第五 往還駅・伝馬出馬・壁書 一六七頁）。万治三年（一六六〇）の拝借金は、その後の宿財政に好影響を及ぼした。すなわちこの拝借金は後に「万治金」と称せられ、拝借金でありながら返済を求められることなく、宿問屋による貸付金の原資として大きな比重をもつことになる。寛文八年（一六六八）の拝借米金は「亀山御城御置銭」や「御蔵」から支払われているが、これは幕府の指示によつたもので実質的には「公儀」の拝借米金であつた。

このほか、表示はしてないが、坂ノ下宿では寛文二年に「困窮」を理由に米四〇〇俵を拝借し、延宝四年には「田方無之これなし」という理由で一〇〇〇両を拝借している（『九々五集』巻第五 往還駅・伝馬出馬・壁書 二六六頁）。この一〇〇〇両は「延宝金」と称し、これをそのまま代官所へ上納し、代官所が村々などへ貸し付けて利殖してそれを坂ノ下宿の宿財政に組み込むことになる。

第五項 宿泊施設

本陣・脇本陣 江戸時代初期の御殿・御茶屋を除けば、宿場における宿泊施設の中で最高級のものが本陣であつた。寛永十二年（一六三五）に大名の参勤交代が制度化されると、その道中で大名とその重臣は本陣へ休泊し、下級家臣などは下宿と称して旅籠屋や一般民家に分宿した。大名だけでなく、公家・門跡や幕府役人等もその休泊には本陣を利用した。

本陣とは、もともと天皇の行幸などの際の鳳輦を囲む一陣を

宿場	宿内町並 (町間)	家数 (A)	人別計	男	女	本陣	脇本陣	旅籠計 (B)	大	中	小	B/A (%)
桑名	26余	2,544	8,848	4,390	4,458	2	4	120	8	34	78	4.72
四日市	6.20余	1,811	7,114	3,522	3,592	2	1	98	22	32	44	5.41
石薬師	9.42	241	991	472	519	3	0	15	7	5	3	6.22
庄野	8	211	855	413	442	1	1	15	4	6	5	7.11
龜山	21.59余	587	1,549	790	759	1	1	21	0	9	12	3.70
關	15.13	632	1,942	1,008	934	2	2	42	10	18	14	6.65
坂下	5.56	153	564	272	292	3	1	48	2	9	37	13.68
土山	22.55	351	1,505	760	745	2	0	44	5	18	21	12.54
平均	17.54	975	3,950			2	1	55	9	18	28	5.96

表20 伊勢国内の東海道宿々人別・本陣・旅籠屋数(天保14年ごろ、参考に土山宿と東海道全体の平均)
出典は『東海道宿村大概帳』(『近世交通史料集』四)。同史料により男女平均人数も判明する。

指したが、後に軍陣の大將のいる本営を意味するようになり、江戸時代になると大名が宿泊する宿場の施設のことを指すようになった。江戸時代の本陣の起源は明確でないが、寛永十二年以前にも多くの大名が自主的に江戸へ参勤をしており、その際に宿内の有力者がその大名に対して屋敷を大名宿として提供したことにはじまった例が多い。中には、後述する御殿が中絶したので、代わって本陣に転化させた場合もある。

脇本陣は、本陣を補完する施設で、本陣に複数の大名等が重複して休泊する差合さしあひが生じたときに、一方を脇本陣へ案内した。本陣への休泊の優先権は身分の上下ではなく、先約者にあることが原則であった。

脇本陣の起源は、本陣以上にはつきりしない。同一の宿泊施設を脇本陣と言ったり、脇本陣名目を使わないで旅籠屋と言ったりしている場合もある。大体は宿内で最大規模の旅籠屋が、途中で脇本陣として取りたてられたようである。本陣の施設は広大な屋敷の中に大体建坪一五〇〜二〇〇坪の家屋があり、門構え・玄関と上段の間を設えているのが一般的であったが、脇本陣の場合はこれらの施設の一部を欠いていることが多かった。

天保十四年(一八四三)ごろの記録である『東海道宿村大概帳』(以下、『大概帳』と

略す)による伊勢国内の東海道宿々の本陣と脇本陣の数は、表20の通りである。東海道全体でみれば、平均すると一宿に本陣が二軒、脇本陣が一軒くらいである。箱根・浜松宿には六軒の本陣があり、小田原・伏見宿には四軒、大磯・沼津・金谷・袋井・新居・赤坂・岡崎・石薬師・坂ノ下宿には三軒の本陣があった。石薬師く亀山宿間は、東海道の中でも庶民の交通量が比較的少なかったために旅籠屋数が少なかったが、大名や公家・幕府役人の通行量は他区間と変わりなかったので本陣・脇本陣数が極めて少ないというわけではなかった。

亀山宿の本陣と脇本陣は、城の大手門前の問屋場を挟むようにして並んでいた。本陣は樋口本陣と呼ばれ、当主が代々太郎兵衛を名乗り、建坪三三八坪、門構え・玄関付きで次の間・奥書院・上段の間などもあり、この辺りでは関宿の川北本陣とともに最大規模であった。脇本陣の椿屋は門構え・玄関がなく、建坪が八一坪であった。

関宿の本陣・脇本陣は、いずれも中町にあった。川北本陣は当主が代々久左衛門を名乗り、関宿の問屋も勤め、その家は間口一九間半・奥行き五〇半の広大な屋敷の中に建坪三九五坪、門構え・玄関付きであった。伊藤本陣も江戸時代初期からの本陣で、寛永十四年(一六三七)に亀山藩から一反二畝余の屋敷の地子免除を追認されている(『九々五集』巻第二条目・証印部九四頁)。建坪は二六九坪、門構え・玄関付きで、当主は代々関宿の年寄役を勤めた。

関宿の萩野脇本陣の当主も年寄役を勤め、その建物は建坪一〇坪、門構え・玄関付きであった。鶴屋の屋号をもつ西尾脇本陣の建坪は九八坪、門構えはなく玄関付きであった。『大概帳』には関宿の脇本陣としてこの二軒の記載があるが、このほかにも寛政十二年(一八〇〇)の「関三町絵図」(亀山市歴史博物館所蔵)には原脇本陣の記載があるという。

坂ノ下宿の本陣三軒はいずれも中町にあり、門構え・玄関付

きであった。そのうちの大竹屋本陣は当主が代々伝右衛門を名乗り、坂ノ下宿の年寄役も勤め、建物は建坪一八九坪、客室一八部屋、畳数が二〇一畳、板敷七一畳の広さで「海道第一の大家」と言われた（『東海道細見』）。松屋本陣の当主は代々加兵衛を名乗り、問屋・年寄役なども勤め、建坪一九七坪であった。梅屋本陣は当主が代々孫九郎を名乗り、やはり問屋・年寄役も勤め、建坪は一六一坪であった。

坂ノ下宿の脇本陣である小竹屋は、吾妻川を越えた筋向いの上中町の高札場の隣にあつて、建坪一六一坪、門構え・玄関付きであった。当主は代々市左衛門を名乗り、俗謡に「坂ノ下では大竹・小竹、宿がとりたや小竹屋に」とうたわれた。一般庶民の旅人からみれば、大竹屋は本陣で利用がほぼ不可能であるが、それに対し小竹屋はあこがれの宿泊施設であつたのである。坂ノ下宿には、このほかに松屋本陣の筋向いに鶴屋脇本陣があつたが、明和二年（一七六五）に脇本陣役を休役した（以上の建坪は『大概帳』による）。

旅籠屋 旅籠屋は江戸時代の最も一般的に宿泊施設で、公用以外の武士や庶民の旅人が多く利用した。江戸時代に交通量が増加するにともない、旅籠屋の数は急速に増加した。

旅籠とは、もともと平安時代には馬糧を入れる竹で編んだ籠のことを指したが、やがて旅行者自身の食料や馬の飼料の入れ物の意味に転じた。さらに鎌倉時代に宿屋が出現するとそれを馬駄餉（はたご）と言うようになって、古来の旅籠は旅行用の袋のことを指すようになり、その袋が後の両掛やはさみばこ挟箱に進化した。江戸時代の旅籠屋とは、厳密な意味では食料を提供する旅宿を指し、木銭Ⅱ薪代を払う安価な木賃宿と区別した。

江戸時代初期の一般的な宿泊施設としては、旅行者が米などの食料を持参してそれを煮炊きするために燃料費Ⅱ木賃を支払う木賃形式が主流であつたが、寛永年間（一六二四～四四）ごろから次第に食料を提供する旅籠形式が増加した。幕府が寛永

十三年（一六三六）から寛永通宝を鑄造しはじめ、これが庶民にも行き渡ったので金銭を所持した簡便な旅が一般化し、旅籠屋が急増したのである。

こうして旅籠屋は庶民の旅の発達とともに増加し、一般的に元禄年間（一六八八〜一七〇四）前後が数的に最も多い時期であった。しかしこれらの旅籠屋の大半は経営が小規模でそれぞれに盛衰があり、十八世紀後半に中小の旅籠屋が統廃合されて大規模な旅籠屋が出現した。それより以降は、数的に横ばいか、あるいはむしろ減少傾向を示し、幕末になって再び増加する傾向にあった。

『東海道宿村大概帳』により天保十四年（一八四三）ごろの伊勢国内の東海道宿々の旅籠屋数を表20でみると、亀山市域の三宿では坂ノ下宿が四八軒と最多で、関宿の四二軒がそれに次ぎ、亀山宿は二一軒で関宿のちょうど半分である。東海道全体では、最も多いのが宮（熱田）宿の二八三軒で、桑名宿の一〇軒がそれに次ぎ、最少は石薬師・庄野宿の一五軒である。

すなわち亀山宿が石薬師・庄野宿とともに旅籠屋が少ないのは、この三宿の地理的事情が大きく作用していると考えられる。というのも、江戸時代には庶民の旅が発達し、その旅先の多くは伊勢神宮であったのであるが、この伊勢神宮に行くのには一般に東方からだたと四日市宿の西の日永の追分で東海道から外れて伊勢街道を利用することになり、西方からだたと関宿東追分から伊勢別街道を利用するので、この間の石薬師・庄野・亀山宿を経由することは少ない。すなわち、これらの三宿では庶民の旅人の通行が比較的少なかったため旅籠屋の数が少なかったと考えられ、宿場の規模と旅籠屋数とはあまり関係がないのである。

旅籠屋の家屋の形態はさまざまであるが、一般的には土間・板の間・宿泊部屋・勝手・湯殿・雪隠（便所）・土蔵などを備えていた。同じ宿泊施設でも本陣・木賃宿が平屋であるのに対

し、旅籠屋の中には二階建ても多くみられた。

旅籠屋にも上級のものから安価なものまで、さまざまな種類があつた。参勤交代一行の下宿を決めるのには、本陣・脇本陣以外を札宿^{ふだしゆく}・幕宿^{まくしゆく}・駕籠宿^{かごしゆく}・並宿・油紙宿に分類することがあり、この場合には札宿から並宿までが旅籠屋で、油紙宿とは木賃宿のことである。旅籠屋を御用宿と普通の旅籠屋と区分することもあり、この場合の御用宿とは大名家の指定宿のことである。参勤交代の時には重臣に次ぐ上級家臣が下宿し、江戸と国許を往復する家臣などが利用した。御用宿の中には、大名家の飛脚や宿泊者の利用する人馬の世話をし、屋号に大名家の居住地の地名・国名をつけることもあつた。

旅籠屋を、酒食を供する平旅籠と、それに加えて飯盛女をおいた飯盛旅籠に区分することもあつた。飯盛女とは、文字通りの意味だけでなく、旅籠屋主人から宿泊者に春を売らされていた女性のことである。平旅籠は表通りに面して看板を掲げるのが普通であるが、飯盛旅籠は看板もなく土間も狭く、格子戸の内側の板の間後ろに飯盛女を並べていた。俗謡に「関は千軒女郎屋は沽券、女郎屋なくては関たたん」とうたわれるほどに、関の飯盛女は有名であつた。

宿場には、三都（江戸・京都・大坂）定飛脚と提携して彼らに休泊場所を提供する飛脚宿もあつた。飛脚宿は、比較的上級の旅籠屋が兼ねて営業している場合が多く、普通の旅人でも利用することができた。亀山宿ではふし屋、関宿では近江屋、坂下宿では銭屋が飛脚宿であつた。

木賃宿と立場茶屋 木賃宿とは、一般には安価な宿泊施設の総称であるが、本来の意味は米などの食料を持った旅人が燃料費に木賃を支払って泊まる宿のことである。前述したように、江戸時代初期の宿泊施設はほとんどが木賃形式であつた。しかし米を持参しての旅は不便であり、貨幣経済が浸透したこともあって、やがて旅人が宿泊施設で食材を買って自炊する「木銭・

米代」形式に多くが移行し、さらに食料を供する旅籠屋が一般化した。

しかし木賃宿も存続し、江戸時代半ばまでは幕府がその宿賃を決めている。その木賃宿は、やがて文字通り柴薪代を払う宿泊施設と、実際には粗末な食料を出す安価な宿泊施設の両方を指すようになった。

木賃宿と旅籠屋の区別は、旅籠屋は宿問屋の差配下にあつて幕府の助成金が配分されることもあるが、木賃宿にはそれが無いという程度のものである。ただし木賃宿は宿問屋の差配下がないので、宿場の記録に残ることがほとんどなく、実態を把握することが極めて困難である。そうした中で、宿場絵図や旅人の旅日記などをみると、木賃宿の多くは宿場の中心街から外れた場所にあることが多く、畳が敷かれていないのが一般的であったようである。

このように宿場では中心部に問屋・本陣を挟んで旅籠屋が軒を並べ、宿外れには木賃宿があつたが、その木賃宿と併存して茶屋があることもあつた。この茶屋を宿端茶屋しゅくぱと言つた。亀山宿東入口の番所の東の茶屋は蕎麦切りが名物で、関宿西端の大和街道の分岐点にも茶屋があり、両者ともに元禄三年（一六九〇）刊行の『東海道分間絵図』にも描かれた古くからの宿端茶屋であつた。坂ノ下宿の金光院の前の如来堂川の西側にも宿端茶屋があり、これも『東海道分間絵図』にも描かれている。

また宿と宿との間にも茶屋ができ、これを立場茶屋たてばと言つたが、宿端茶屋しゅくぱについても立場茶屋と総称することもあつた。本来、立場とは人足が休憩する施設のことを指したが、立場茶屋と称して一般の旅人が休憩するようになった。茶屋は、一般に入口が土間で、中央を境に左右二つ構えとなっており、部屋には間切りをせずに隠れ場所とならにしようにするのが規定であつた。

『東海道分間絵図』に描かれた前記三カ所以外の立場茶屋を

示すと、野尻村西端の能古茶屋のんこ、一之瀬村の新茶屋、沓掛村の茶屋、鈴鹿峠の茶屋などがあつた。このうち能古茶屋は元禄三年（一六九〇）ごろ、禅僧の能古が開いたもので奈良風の茶飯や家伝の麴醬・煮豆などを大名や公家をはじめ、多くの一般旅人等に供し、芭蕉がこの茶屋で「枯枝に鳥とまりたるや秋の暮」と詠んだという（『東海道分間延絵図』第十八巻解説編）。鈴鹿峠の茶屋は、ぜんざい餅や甘酒などが名物であつた。

関の御茶屋御殿 江戸時代の宿場の機能の第一は人馬による貨客の継立（輸送）であるが、それとともに通行人の要請に応じて宿泊させることができることも重要であつた。この二つの機能を發揮することで、それが宿場として認知されるのである。

宿場の宿泊施設としては、本陣やそれを補完する脇本陣、一般庶民が多く利用する旅籠屋や木賃宿などがあり、これらの中で最も高級なものが本陣であつた。しかし実は一時的ではあるが、本陣以上に高級に施設が存在したところもあつた。江戸時代初期に、大御所や将軍が利用し、あるいは利用することを目的で造られた御殿や御茶屋である。

天保十四年（一八四三）ごろの記録である『東海道宿村大概帳』の「関宿雑之部」に、関宿の中町裏の方に「御茶屋御殿跡」があり、これは「天正二十辰年二月廿一日 神君御休息被遊あそばされ、其砌そのみぎりより除地じよちに相成あいな」つている、とある。すなわち関宿内の御茶屋御殿は、徳川家康が天正二十年（一五九二、十二月に文禄と改元）二月に、豊臣秀吉による朝鮮出兵（文禄の役）の際にその命により肥前国名護屋へ出向く途中に休息した場所であり、その由緒によってその場所が無税地となっているのである。

家康はこれ以外にも将軍就任以前を含めて何度も京都・大坂へ上っており、秀忠・家光も同様であつた。天下統一してから将軍・大御所の上洛の際の宿泊地や休憩地には、基本的には沿道の大名の居城が当てられたが、途中で街道筋から外れるこ

ともあったし、また居城と居城の間が遠隔であるところもあった。

前述したように、慶長八年（一六〇三）十月十九日に家康が上洛したときの帰路、亀山城に宿泊しているのをはじめ、それ以降の東海道鈴鹿峠経由の将軍上洛やその帰路には亀山城が宿泊地に当てられている（表15）。確証はないが、これらの上洛や帰路の際には、おそらく関の御茶屋御殿が休憩場所に当てられたのであろう。

享和三年（一八〇三）の「御分間絵図御用宿方明細書上帳 関宿」（以下「明細書上」という）には、

一 御茶屋御殿屋敷 壱ヶ所

此坪数 千弍百四拾弍坪 但 東西巾三十五間・南北長

四十間

此高 四石九斗六升六合

右往古御代官御陣屋二而

（中略）

天正二十辰年二月廿一日

権現様被為掛御腰候ニ付、其砌より御竿外

（服部（泰）家文書八九）

とある。当時の御茶屋御殿跡の敷地は東西三五間（約六三メートル）・南北四〇間（約七二m）であった。

将軍や大御所のために御殿や御茶屋か設えられた理由は、東海道の宿場にはいまだ常設的な本陣というものがなかったのだ、こうした特別の休泊施設が必要であったからである。その施設を御殿とか御茶屋、あるいは両方の名称を併記して御茶屋御殿と称した。御殿と御茶屋の差異については明確でなく、同一施設を混同して称することもあるが、一般には御殿の方が大規模であった。関のそれは、一般に御茶屋御殿と呼ばれていた

が、それは御殿のような規模の御茶屋という程度の意味であるう。

関の御茶屋御殿は将軍や大御所が利用しない通常時は、関宿が幕府領時代には幕府代官が管理し、亀山藩領になってからは必要に応じて同藩の町奉行や御用目付が出張して管理した。しかし寛永十一年（一六三四）の家光の上洛を最後に将軍が上洛することが途絶え、御茶屋御殿を実質的に利用することがなくなつたので、次第にその屋敷や建物が変容した。

元禄十四年（一七〇四）に描かれた関宿の「御茶屋御殿図」というものが残っており、それによると御茶屋御殿の敷地は南側が東海道に面し、東・北・西側の三方には土手や堀が巡らされ、建物の一部は残っている。しかし敷地の大半は借地として、一般の民家や畑地に変化している。将軍の上洛が途絶えて六七年を経過しており、その変容は仕方のないことであつた。この元禄十四年の「御殿図」から約一〇〇年後の享和三年の「明細めいさい書上かきあげ」では、前述したように単に「御茶屋御殿屋敷」としてその地名と面積を表記するだけになっている。

なお坂ノ下宿の金蔵院の側にも「御殿跡」と呼ばれた場所があり、『東海道宿村大概帳』ではこれを「御殿所」と記している。これは同院の中興開山の宣盛が徳川家康側近の僧天海と法縁があり、その関係で大坂夏の陣の際に小休したとも、寛永十一年（一六三四）の家光の上洛の際に小休したところとも伝えられている（『東海道分間絵図』第十九卷解説編、なお同書では家光の上洛を寛永十三年としている）。

いずれにしても御茶屋御殿は、宿場が発展する過程での過渡的な最高級の大休泊施設であつたと言えるのである。そしてこれに代わり、大名の参勤交代用として本陣が登場するのである。